

## 1. 教育委員会

### [ 1 ] 教育委員

令和3年3月現在

役職名	氏名	任期
教育長 委員 (教育長職務代理)	栗田 英代 自覺 大道	H31.4.1 ~ R4.3.31 H30.12.21 ~ R4.12.20
委員	中島 陽子	H29.12.27 ~ R3.12.26
委員	本田 貴予	R2.12.24 ~ R6.12.23
委員	横松 寛二	R2.6.24 ~ R6.6.23

### 令和2年度中に退任された委員

役職名	氏名
委員	新居 博
委員	足利 由紀子

### [ 2 ] 教育委員会の組織と職員の構成

令和3年3月現在

課名(所属)	職員数				分掌事務
	正規	任期付勤	臨時	計	
教育次長	1			1	
教育総務課	4 (1)	1		5 (1)	
教育総務係	3	1		4	委員会の会議・秘書・涉外・請願・陳情・規則等の制定・改案、事務局、学校その他の教育機関の職員(県費負担教職員を除く)の任免・給与・人事、公印の制定・管守、公告式及び掲示、学校等の設置・廃止・敷地の設定・変更・管理、入札及び契約に関する事務等。

課名(所属)	職員数				分掌事務
	係名	正規	任期付	会計年度	
学校教育課		12 (1)	4	10 (1)	26
学校教育係		3	2	1	6
学校指導係		7	1	8	16
学校支援係		1	1	1	3
社会教育課		8 (1)	3		11 (1)
管理・文化振興係		5	1		6
文化芸術係		2	2		4
社会教育課 生涯学習推進室		4 (1)	12	1	17 (1)
生涯学習推進係		3	7	1	11
生涯学習センター		(1)	5		5 (1)
社会教育課 文化財室		8 (1)	1	34	43 (1)
文化財係		8	1	3	12
歴史博物館		(8)		31 (8)	31 (8)
体育・給食課		16 (1)	13	3	32 (1)
スポーツ推進係		5	1		6
学校給食係		2	1		3
第一共同調理場		1			1
三光共同調理場		1			1
本耶馬渓共同調理場		2	6	1	9
山国共同調理場		4	5	2	11

課名(所属)	職員数				分掌事務
	正規	任期付	臨時	計	
小幡記念図書館	5 (1)	6	19	30 (1)	
小幡記念図書館	4	6	9	19	図書館の管理及び運営、図書館利用者への奉仕及び援助、図書館資料の収集・整理・保存、移動図書館、中津市立図書館協議会、入札及び契約に関すること。
三光図書館			3	3	図書館利用者への奉仕及び援助、図書館資料の収集・整理・保存、移動図書館車
本耶馬渓図書館			2	2	図書館利用者への奉仕及び援助、図書館資料の収集・整理・保存、移動図書館車
耶馬渓図書館			3	3	図書館利用者への奉仕及び援助、図書館資料の収集・整理・保存、移動図書館車
山国図書館			2	2	図書館利用者への奉仕及び援助、図書館資料の収集・整理・保存、移動図書館車
小学校		102		102	
中学校		45		45	
幼稚園	21	33		54	
公民館		20		20	
体育施設		47		47	
合 計	79 (7)	287	67	433 (7)	

※( )内の人数は兼務職員の人数で内数とする。

### 〔3〕附属機関

地方自治法第138条の4第3項で、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができるようになっており、中津市は附属機関として、以下の機関を設置しています。

#### ■就学支援委員会

(所掌事務)

委員会は、教育委員会の諮問に応じ、障がい児の適切な就学支援及びこれに係る必要な事項について調査審議する。

(委員)

20人以内で組織し、その委員は、医師、学校教育関係者、児童福祉施設等及び学識経験者のうちから教育委員会が委嘱する。

#### ■学校通学区域審議会

(所掌事務)

教育委員会の諮問に応じて、中津市立学校の通学区域の設定及び変更に関する事項について調査及び審議する。

(委員)

以下に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命し、20人以内で組織する。

市立学校の代表	民生児童委員
市立学校PTAの代表	学識経験を有する者
地区自治委員	その他教育委員会が必要と認める者

#### ■公民館運営審議会(根拠法：社会教育法第29条)

(所掌事務)

館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議する。

(委員)

学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、15人以内で教育委員会が委嘱する。

#### ■スポーツ推進審議会(根拠法：スポーツ基本法第31条)

(所掌事務)

スポーツ基本法に基づき、教育委員会の諮問に応じて次に掲げる事項について、調査審議し、これらの事項に関して教育委員会に建議する。

- (1) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (2) スポーツ指導者の養成及び資質の向上に関すること。
- (3) スポーツ事業の実施及び奨励に関すること。
- (4) スポーツ団体の育成に関すること。
- (5) スポーツによる事故防止に関すること。
- (6) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(委員)

以下に掲げる者のうちから教育委員会が市長の意見を聞いて任命し、17人以内で組織する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員

## ■文化財調査委員

(所掌事務)

市の区域内における文化財の保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に答え、

又は教育委員会に意見を具申し、及びこのために必要な調査研究を行う。

(委員)

学識経験のある者の中から、19人以内で教育委員会が委嘱する。

## ■図書館協議会(根拠法：図書館法第14条)

(所掌事務)

図書館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、  
館長に対して意見を述べる。

(委員)

学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに  
学識経験を有する者の中から、12人以内で教育委員会が委嘱する。

